

タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助事業のご案内

東京都及び（公財）東京観光財団は、外国人旅行者が快適な東京観光を楽しめる受入環境を整備するため、都内タクシー事業者を対象とした多言語対応及び決済に活用できるタブレット端末等の導入経費の補助事業を、令和 7 年度も引き続き実施します。是非ご活用ください。

◆募集の概要

補助対象者	東京都内で事業を営むタクシー事業者 (道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者)
補助対象経費	① 多言語及び決済機能を有するタブレット端末等の新規導入に係る経費 ② 上記①のタブレット端末等を車両に設置するために必要な器具購入費及び工賃
補助要件等	<補助対象タブレット端末等> 以下を満たすもの ・ タクシードライバーと利用者が、多言語により行き先や運賃の支払方法等に係るコミュニケーションを図ることができる機能を有するもの ・ 日本語と、英語・中国語・韓国語を含む 3 言語以上の翻訳が可能であるもの ・ 音声又はテキスト表示により、コミュニケーションが可能であるもの ・ 運賃の支払について、キャッシュレス対応の決済機能を有するもの ・ 下記の補助対象車両に設置されていること <補助対象車両> 補助対象者が使用し、都内に使用の本拠の位置があり、補助対象タブレット端末等を設置するタクシー車両（ハイヤーを除く）で、以下のいずれかの要件を満たすもの ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー車両 ② 東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両 ③ 東京都地域通訳案内士が主として乗車する車両 ④ 全国通訳案内士が主として乗車する車両 ⑤ ホスピタリティタクシー乗務員が主として乗車する車両 ※ ②～⑤については、認定等されているタクシードライバーの人数に 0.4 を乗じた数（小数点以下の端数切上げ）を上限車両台数とする（ただし、複数該当者は②～⑤のいずれか一つの算定基礎とする）。 ※ 補助対象車両には、現に使用している車両のほか、発注している車両も含めることができる。
補助率	【法人】補助対象経費の 1 / 2 以内 【個人】補助対象経費の 9 / 1 0 以内
補助限度額	【法人】交付申請する補助対象車両台数 × 5 万円 【個人】9 万円
申請期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

◆交付申請について

申請方法など詳細や申請書類のダウンロードについては、（公財）東京観光財団のウェブサイトでご確認ください。
(<https://tcvb.or.jp/jp/project/infra/taxi/index.html>)
(令和 7 年 4 月 1 日公開予定)



【問い合わせ先】

<事業全般について> 産業労働局 観光部 受入環境課
電話番号 03-5000-7327

<申請方法等について> （公財）東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課
電話番号 03-5579-8463